

推薦・選考に当たっての現会員及び現連携会員の扱い

現会員及び現連携会員は、今回の推薦・選考に当たっては、次のとおり取り扱うこととしており、今回の推薦の対象からは外れております。

1. 20・21期会員（平成23年9月末任期満了となる会員）

平成20年の改選時の例に倣い、新たに定める幹事会決定により、自動的に、連携会員の候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認を求めることとなります。

※会員への再任は不可。

ただし、補欠の会員は再任可であるので、任命時点（23年10月1日）で67歳未満（昭和19年10月2日生まれ以降）の者は、会員候補者の選考対象とする。

2. 21・22期会員（平成26年9月末任期満了となる会員）

会員としてそのまま26年9月末まで継続することとなります。

3. 20・21期連携会員（平成23年9月末任期満了となる連携会員）

選考委員会での取扱いにより、本人の意思を確認した上で、自動的に、会員及び連携会員の候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認及び現在の本人情報（推薦書の記載項目のうち候補者情報に係る項目とする。以下同じ。）を求めることとなります。

なお、会員及び連携会員に選出されなかった場合は、23年9月末をもって任期満了となります。

※会員候補者の選考の対象となるのは、任命時点（23年10月1日）で67歳未満（昭和19年10月2日生まれ以降）の者。

※連携会員への再任は2回まで可。

ただし、最初の任命時点で70歳以上であった者は再任不可。

4. 21・22期連携会員（平成26年9月末任期満了となる連携会員）

選考委員会での取扱いにより、本人の意思を確認した上で、自動的に、会員候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認及び現在の本人情報を求めることとなります。

なお、会員に選出されなかった場合は、連携会員としてそのまま26年9月末まで継続することとなります。

※会員候補者の選考の対象となるのは、任命時点（23年10月1日）で67歳未満（昭和19年10月2日生まれ以降）の者。